

意見書

平成 25 年 6 月 7 日

内閣官房 IT 担当室 御中

郵便番号 105-7304
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし
住 所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
(ふりがな) びーびーかぶしきがいしゃ
氏 名 ソフトバンクBB株式会社
だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

郵便番号 105-7316
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし
住 所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
(ふりがな) かぶしきがいしゃ
氏 名 ソフトバンクテレコム株式会社
だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

郵便番号 105-7317
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし
住 所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
(ふりがな) かぶしきがいしゃ
氏 名 ソフトバンクモバイル株式会社
だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

「世界最先端IT国家創造」宣言(案)に関し、別紙のとおり意見を提出します。

このたびは、「世界最先端 IT 国家創造」宣言(案)に関し、意見提出の機会を設けて頂いたことにつきまして、御礼申し上げます。

以下のとおり、弊社共の意見を述べさせていただきますので、宜しくお取り計らいの程お願い申し上げます。

<総論>

今般、成長戦略の柱として IT 戦略を位置づける「世界最先端 IT 国家創造」宣言(案)(以下、「本宣言案」という。)が策定されましたが、この中で掲げられた、官民含めた情報資源の自由な流通・利用、IT 利活用の障壁となる制度・ルール等の積極的な見直し、政府 CI による府省横断の推進計画・経費統合化といった新産業創出のための各施策については、国内の経済成長は当然ながら社会的課題解決のため重要な施策であると考えており、弊社共としても賛同します。

さらに、これらを含む各施策について KPI を設定し、IT 総合戦略本部殿にてその進捗管理及び評価を行うことについては、より確実に施策を推進するための有効な管理手段と考えるため、着実に実行して頂きたいと考えます。

以下に、これら施策を実行するための個別の取組みについて、弊社共の意見を述べさせていただきます。

該当箇所	弊社共の個別意見
Ⅲ. 目指すべき社会・姿を実現するための取組み 1. 革新的な新産業・新サービスの創出と全産業の成長を促進する社会の実現 (1)オープンデータ・ビッグデータの活用の推進 ②ビッグデータ利活用による新事業・新サービス創出の促進 (P7～P8)	<海外企業及び国内企業間でのイコールフットイング> 国際的なパーソナルデータの適正な利用・流通の確保に向けて、本宣言案では「国際的な仕組み作りを通じた利便性向上及び国境を越えた円滑な情報移転」について述べられていますが、昨今、OTT 等の海外企業が、日本企業では法制度上利用困難なデータを積極的に活用し、ボーダレスに新ビジネスを展開している状況に鑑みると、日本市場において、これら海外事業者と同等な条件で競争できる法制度面の環境を整備することも急務であると考えます。 したがって、日本市場においても海外事業者と同等の立場で競争できる法制度面での環境整備という観点も踏まえて、パーソナルデータの国際的な仕組み作りを推進して頂きたいと考えます。

該当箇所	弊社共の個別意見
	<p data-bbox="579 324 1102 353"><電気通信事業者の運用データの利活用></p> <p data-bbox="579 371 1366 640">電気通信事業者は、その取り扱う運用データの多くが要保護性の高い「通信の秘密」に該当していることから、同データについて特段の配慮をしつつ極めて慎重な取り扱いを行っているところであり、今回、パーソナルデータの観点で利活用ルールの在り方が整理されたとしても、積極的な利活用に踏み込めない状況にあります。</p> <p data-bbox="579 658 1366 927">したがって、こうした運用データについて、「通信の秘密」の観点において法令を適切に順守することは当然ながらも、一方で、「通信の秘密」等の法令の保護により利活用が進まないという実情を踏まえ、当該データの性質や利用目的、匿名化措置状況等、総合的な観点から適切な在り方等を検討し、利活用を推進して頂きたいと考えます。</p> <p data-bbox="579 945 1366 1214">加えて、今回、IT 総合戦略本部殿の下に新たに設置される検討組織において、「個人情報やプライバシー保護に配慮したパーソナルデータの利活用ルールを明確化」するにあたっては、上記について検討を実施して頂くと共に、KPIで示された「制度見直しの達成状況の評価」においては、進捗状況を着実に管理頂きたいと考えます。</p> <p data-bbox="579 1258 772 1288"><第三者機関></p> <p data-bbox="579 1305 1366 1574">制度見直し方針に盛り込まれるとされた第三者機関の設置について、今後の具体的な検討にあたっては、プライバシー保護を配慮しつつも、今回の基本理念である新産業創出の視点も取り入れられるよう、産学官の各関係者から広く意見を聴取し、それら意見を踏まえつつ制度の位置づけや役割、メンバー選出等の運営方針等を決定していくことが望ましいと考えます。</p>
<p data-bbox="228 1630 553 1704">Ⅲ. 目指すべき社会・姿を実現するための取り組み</p> <p data-bbox="228 1724 553 1897">1. 革新的な新産業・新サービスの創出と全産業の成長を促進する社会の実現</p> <p data-bbox="228 1917 553 1991">(5) 次世代放送サービスの実現による映像産業分野</p>	<p data-bbox="579 1630 1366 1803">映像産業分野の新事業創出、国際競争力の強化を行うことは重要なが、次世代放送サービスをパッケージ化し国際展開を図るだけでなく、以下の観点を加えることで既存産業の活性化も行い、両輪で推進して頂きたいと考えます。</p> <p data-bbox="579 1821 952 1850">① コンテンツの流通等の観点</p> <p data-bbox="635 1868 1366 1942">コンテンツの活性化を行うため以下に挙げる項目への環境整備(著作権管理等の技術・関連する法整備等)を要望します。</p> <ul data-bbox="635 1960 1366 1991" style="list-style-type: none"> ・ 通信を使った海外とのコンテンツの輸出入・交換を容易に行

該当箇所	弊社共の個別意見
<p>の新事業創出、国際競争力の強化 (P10)</p>	<p>うための海外技術基準との整合性の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 有料多チャンネル市場拡大のための通信を使ったリニア放送の活用 ・ 日本の情報・番組や電子書籍等の優良コンテンツを海外在留邦人が国内と同等レベルで利用可能となる世界配信基盤の整備 <p>なお、コンテンツビジネスを考える場合、IT を利用した官主導のクラウドファンディングのような仕組みを作る等、レベニューestreamの元にある「コンテンツの質の向上」も必要と考えます。</p> <p>② 著作権整備の観点</p> <p>現時点において、著作権処理のねじれの解消は進んでおらず、解決の方向性を再設定する必要があると考えます。</p> <p>具体的には、いわゆる IPTV は放送法上の登録「一般放送」であるにも関わらず、著作権法上ではインタラクティブ配信で「通信」として権利処理をしなければならない状況です。</p> <p>さらに著作権隣接権においては、放送の場合は「2 次使用」で報酬請求権が、通信の場合は「送信可能化権」があるところ、両者においては権利者の権利とその行使の仕方に大きな差があるのは周知の事実です。</p> <p>したがって、これらの解消に向けて早急な検討開始を要します。</p>
<p>Ⅲ. 目指すべき社会・姿を実現するための取り組み</p> <p>2. 健康で安心して快適に生活できる、世界一安全で災害に強い社会</p> <p>(1) 適切な地域医療・介護等の提供、健康増進等を通じた健康長寿社会の実現 (P10～P11)</p> <p>及び、Ⅳ. 利活用の裾野拡大を推進するための基盤の強化</p>	<p>「医療」・「教育」をはじめとした分野において ICT の積極的な導入を検討する本宣言案に賛同します。</p> <p>これら双方の分野における ICT の利活用を持続的に推進するためには、新たなサービス基盤の構築・展開にとどまらず、利用者における建屋内も含めたインフラを構築し、ICT 利活用環境をスムーズに整備し普及させることが必要です。</p> <p>本宣言案「Ⅳ. 利用の裾野拡大を推進するための基盤の強化」の「1. 人材育成・教育」において、インフラ等の「教育環境自体の IT 化」、「国民全体の IT リテラシーの向上」、「IT 人材育成」等が示されていますが、これらについて幅広く一体的に取り組んで頂きたいと考えます。</p>

該当箇所	弊社共の個別意見
1. 人材育成・教育 (P19～P21)	
IV. 利活用の裾野拡大を 推進するための基盤の強 化 2. 世界最高水準のITイン フラ環境の確保 (P21～P22)	<p>「通信ネットワークインフラについては、低廉かつ高速のブロードバンド環境が利用できるよう事業者間の公正な競争条件の確保等、競争政策を引き続き推進する」という意見に賛同します。</p> <p><FTTH 等固定ブロードバンド競争環境></p> <p>FTTH 市場においては、設備設置事業者による寡占が進展していることから、事業者間の公正な競争条件の確保等、競争を促進するため、サービス競争（他事業者から設備を借りてサービスを提供する事業者間競争）の新規参入促進・競争政策を特に重視して進める必要があると考えます。</p> <p>現状、FTTH 市場における競争政策に関しては、平成 24 年 3 月 29 日付け情報通信行政・郵政行政審議会答申にて、光配線区画の早期見直しが要請され、東日本電信電話株式会社殿及び西日本電信電話株式会社殿（以下、合わせて「NTT 東西」という。）において平成 26 年度中の新たな光配線区画の導入が計画されていますが、現時点では、新たな配線区画における接続料やシステム改修費用等が明らかとなっていない状況です。今後、接続料やシステム改修費用等の詳細が明らかになっていく中で、本施策がサービス競争の新規参入促進として機能するように、導入前の段階からも注視していく必要があると考えます。</p> <p>また、メタル回線は、光サービス提供エリア外のユーザや、サービス価格面等でメタル回線サービスに頼らざるを得ないユーザにとって重要なアクセス手段ということには変わりなく、依然として社会生活や経済活動の基盤を支える不可欠性の高い通信サービスを担っています。メタル回線を利用するサービスを提供する関係事業者等がサービスの維持または円滑な移行措置について計画的に事業運営できるように、第一種指定電気通信設備を保有する通信事業者であるNTT東西殿のアクセス網全体の将来像の在り方について議論をする場の設定を要望します。</p> <p><モバイルブロードバンド基盤の整備></p> <p>近年、WiMAX や LTE の商用化、スマートフォンの爆発的な普及拡大に伴い、モバイルにおいても超高速ブロードバンド化が急速に</p>

該当箇所	弊社共の個別意見
	<p>進展しており、国民生活や経済活動を支える重要な社会インフラとなりつつあると考えます。携帯各社においても、超高速モバイルブロードバンドの展開に努めているところですが、現状、離島や過疎地等の条件不利地域においては、回線の調達が困難な理由であること等により、整備が困難な地域が存在しています。これらの地域間格差是正にあたっては、以下のような国・地方公共団体の支援を要望します。</p> <p>① 財政支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基地局に接続する伝送路の敷設費用や、基地局建設費用の補助 等 ・ 離島に向けた海底ケーブルなどの敷設・運用 等 <p>② 投資促進に向けた税制優遇(固定資産税等の優遇処置等)</p>

該当箇所	弊社共の個別意見
<p>IV. 利活用の裾野拡大を推進するための基盤の強化</p> <p>3. サイバーセキュリティ (P22～P23)</p>	<p>サイバーセキュリティ戦略に関して、「サイバーセキュリティ戦略(案)」を踏まえた「サイバーセキュリティ立国」の実現が提案されていますが、具体的な施策の推進にあたっては、以下のような点を考慮する必要があると考えます。</p> <p>① サイバーセキュリティの対策主体として「重要インフラ事業者等」が規定されていますが、対処すべき対策や想定される攻撃等は「サービス」や「重要度」、「社会に対する責任」等によって変化すると考えられ、特定の主体のみに限定することなく、保護する対象に応じた適正な対処が可能となるよう優先順位や対処レベル等の整理を行うべきと考えます。</p> <p>② 「通信履歴の保存」については、「通信履歴の保存」の必要性や妥当性等を慎重に議論する必要があると考えます。仮に、「通信履歴の保存」が必要と判断された場合においても、実現に向けて、法改正及び基準等を定めるガイドラインの整備等の適切なステップを踏んで頂き、対応を行う事業者に過度の負担とならないよう配慮頂くことを要望します。</p> <p>③ サイバー攻撃に関するインシデント情報等の情報共有については、個人情報・秘密情報に配慮し、事業者が特定できないよう匿名化を実施徹底することが必要であり、事業者以外の中立的な第三者を経由しての共有が望ましいと考えます。また、インシデント情報の開示については、開示による新たなセキュリティインシデントの発現を伴うことがあるため、そのタイミングや方法について十分考慮して頂く必要があると考えます。</p>
<p>V. 戦略の推進体制・推進方策</p> <p>3. 規制改革と環境整備① (P24～P25)</p>	<p>IT 利活用裾野拡大の観点から関係制度の精査等を行い、「規制制度改革集中アクションプラン」を策定するという取り組みは、各施策の着実な遂行の観点から有意義であり賛同します。</p> <p>本取り組みを実施するにあたっては、上述のとおり、海外企業及び国内企業間のイコールフットイング、電気通信事業者の保有する運用データの利活用(通信履歴の匿名利用等)、映像産業分野における既存産業の活性化、ブロードバンドサービス競争促進及びサイバーセキュリティ対策等に関する弊社共意見を盛り込んでいただき、本戦略を着実に推進して頂くことを期待します。</p>

以上